

京都市青年経営者研究会 規約

第1章 総則

(名 称)

第1条 本会は、京都市青年経営者研究会（略称：京青研）と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、京都市産業観光局地域企業イノベーション推進室内に置く。

(目 的)

第3条 本会は、会員の自主的運営により、青年経営者等が抱える諸問題について調査、研究等を行い、次代を担う経営者としての研鑽を深め、もって地域産業の振興発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 青年経営者共通の諸問題に関する調査、研究事業
- (2) 会員相互の情報交換、親睦事業
- (3) 友好青年団体等との交流事業
- (4) その他、本会の目的達成のために必要な事業

第2章 会員・会費・会計

(会員資格と種類)

第5条 本会は、京都市及びその周辺に事業所を有する近代産業の青年経営者及び次期経営者等をもって組織する。

2 正会員 満50歳になった年の年度末をもって定年とする。但し、役員任期中に定年を迎えた場合においては任期満了までその任にあたる。

3 賛助会員

- (1) 本会の目的に賛同する50歳以上の京都市及びその周辺に事業所を有する企業の方。
- (2) 本会の目的に賛同する近隣府県に事業所を有する企業の方。
- (3) 定年を迎えた会員は、賛助会員となることができる。
- (4) 賛助会員は、役員になる資格及び議決権をもたない。

(会員の権利)

第6条 会員は本規約に定めるものの他、本会の目的に必要なすべての事業に参加する権利を平等に有する。

(会員の義務)

第7条 会員は本規約に定めるものの他、規約その他の規則を遵守し本会運営への協力および本会の目的達成に必要な義務を負う。

(入会、休会及び退会)

第8条 本会に新たに入会を希望する者は、会長に入会届を提出するとともに、幹事会の承認を得なければならない。

2 正会員がやむを得ない事由により長期間出席できないときは幹事会の承認を得て、休会することができる。なお、休会については3年を限度とする。また、賛助会員については休会規定を適用しない。

3 本会を休会及び退会する者は、予め休会届または退会届を書面にて申し出たうえで、年度間に休会及び退会することが出来る。ただし、その年度の会費は納めなければならない。

(会員資格の喪失)

第9条 本会の会員は次の事由によりその会員資格を失う。

- (1) 解散
- (2) 退会
- (3) 死亡
- (4) 破産又は禁治産もしくは準禁治産の宣告
- (5) 除名

(除 名)

第10条 本会の会員が次の各号の一に該当するときは年次総会において正会員の4分の3以上の同意を得て除名することができる。

- (1) 本会の名誉を毀損し又は秩序を著しく乱す行為のあるとき
 - (2) 長期間会費を納入しないとき
 - (3) 長期間居所不明であるとき
 - (4) その他会員として適当でないと認めたとき
- 2 前項の規定により会員の除名をしようとするときは、その会員にあらかじめ通知すると共に、当該会員に除名の決議を行う年次総会において、弁明の機会を与えなければならない。

(会費等の不返還)

第11条 退会又は休会し、もしくは除名された会員が既に納入した会費、その他の金品はこれを返還しない。

(会費等の納入義務)

- 第12条 会員は規約にて定められている会費を毎年会計年度内に納入しなければならない。
- 2 正会員及び賛助会員の会費は年額3万円とし、徴収方法は年次総会において定める。
 - 3 必要に応じ、臨時会費を徴収することができる。
 - 4 既に納入した会費は、返還しない。

(経 費)

第13条 本会の経費は、会費、補助金及びその他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第3章 役員

(役 員)

第15条 本会に次の役員を置く。

- 幹 事 若干名
監 査 2名以内

- 2 幹事、監査は年次総会において選任し、幹事のうち会長1名、副会長2名以内、会計1名を幹事会において選任する。ただし、任期途中であっても、次期会長、副会長及び会計としての次期幹事を、幹事会にて承認し、年次総会にて選任することができる。
- 3 会長は本会を代表し、本会の業務及び会計を総括する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。又は、欠員のときは、予め幹事会で定められた順位に従い、その職務を代理又は代行する。
- 5 幹事は幹事会を構成し、事業の計画・立案等を協議・審議する。
- 6 幹事は、会長及び副会長を補佐し、本会の業務を行う。
- 7 監査は、本会の業務および会計を監査するものとする。

(役員の任期)

第16条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(解任)

第17条 役員に相応しくない行為があったとき、又は心身の故障のため職務の執行に支障があると認められるとき、もしくは幹事会において合議があったときは、役員を解任することができる。

2 第11条の規定は、役員の解任について準用する。この場合において、「会員」とあるのは「役員」と、「除名」とあるのは「解任」と読み替えるものとする。

(顧問)

第18条 本会に顧問を置く。顧問には京都市産業観光局長が就任する。

第4章 会議

(総会)

第19条 総会は、年次総会及び臨時総会とする。

2 総会は正会員をもって構成する。

3 年次総会は毎年1回開催し、臨時総会は必要があると認める場合に、幹事会の承認を得て開催することができる。

4 総会は、会長が召集し、会長若しくは会長の指名した者が議長となる。

5 総会は、正会員の2分の1以上の出席（委任状を含む。）により成立する。

6 総会の議事は、出席会員の過半数の同意をもって決する。可否同数の場合は、議長がこれを決する。

(総会の議決事項)

第20条 総会に付議する事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 予算、決算及び事業報告、事業計画に関する事項
- (2) 会員の除名
- (3) 役員の選任及び解任に関する事項
- (4) 年会費の徴収方法に関する事項
- (5) 規約の改正
- (6) その他、幹事会において必要と認める事項

(幹事会)

第21条 幹事会は、会長、副会長、会計、幹事をもって構成し、本会の運営に必要な事項を協議する。

2 幹事会は、会長が招集し、会長若しくは会長の指名した者が議長となる。

3 幹事会は、幹事の2分1以上の出席により成立する。

4 幹事会の議事は、出席幹事数の過半数をもって決する。

可否同数の場合は、議長がこれを決する。

5 幹事会は、次の事項を協議する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (2) 総会に提出する議案
- (3) その他、総会の議決を要しない本会の業務の執行に関する事項

(委員会)

第22条 本会はその目的達成に必要な委員会を置くことができる。

2 委員会構成は会長が幹事会の承認を得て委嘱する。

(その他)

第23条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、幹事会で定める。

附 則

この規約は、昭和40年10月11日から施行する。

附 則

この規約は、平成3年6月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成6年5月28日から施行する（賛助会員を創設）。

附 則

この規約は、平成7年4月1日から施行する（事務局の名称を変更）。

附 則

この規約は、平成8年5月17日から施行する（組織体制を改正）。

附 則

この規約は、平成9年4月22日から施行する（賛助会員の規定を改正）。

附 則

この規約は、平成10年5月8日から施行する（会員資格の規定を改正）。

附 則

この規約は、平成14年6月4日から施行する（役員の規定を改正）。

附 則

この規約は、平成21年4月1日から施行する（事務局の名称を変更）。

附 則

この規約は、平成22年5月21日から施行する（役員の規定を改正）。

附 則

この規約は、平成25年5月17日から施行する（事務局の名称を変更）。

附 則（平成29年2月27日改正）

この規約は、平成29年5月12日から施行する。

附 則（令和元年5月17日決定）

この規約は、決定の日から施行する（抜本的改正）。

附 則（令和2年5月18日決定）

この規約は、令和2年5月18日から施行する（事務局の名称を変更）。

附 則（令和4年5月25日決定）

この規約は、令和4年5月25日から施行する（役員の規定を改正）。